

# 議会日誌

- 11・16 総務常任委員会
- 11 教育福祉常任委員会
- 22 高座清掃施設組合議員、監査委員合同視察：埼玉県東埼玉資源環境組合
- 24 議会運営委員会
- 28 第十九回厚木基地騒音対策協議会：都道府県会館・外務省・防衛庁・防衛施設庁
- 12 1 第四回定例会本会議
- 1 4 第四回定例会本会議
- 4 4 第四回定例会本会議
- 8 4 第四回定例会本会議
- 11 4 第四回定例会本会議
- 12 10 基地対策特別委員会
- 1 10 基地対策特別委員会
- 15 11 教育福祉常任委員会
- 15 15 公明党行政視察：兵庫県加古川市・大阪府堺市（16）
- 12 12 第四回定例会本会議
- 14 総務常任委員会
- 14 教育福祉常任委員会
- 15 市民経済常任委員会
- 18 建設水道常任委員会
- 18 基地対策特別委員会
- 20 議会運営委員会
- 22 第四回定例会本会議
- 22 基地対策特別委員会
- 25 広域大和斎場組合
- 26 高座清掃施設組合
- 25 7 全国市議会議長会基
- 7 地協議会第七十回総
- 7 会：砂防会館
- 7 岩手県奥州市議会議員行政視察来庁
- 25 議会だより編集委員会
- 26 県央八市議会議員合同研修会：伊勢原市
- 30 兵庫県高砂市議会議員行政視察来庁
- 2 5 政和会行政視察：愛知県豊橋市・刈谷市（6）
- 25 市政クラブ行政視察：長崎県佐世保市・島原市・諫早市（7）

## 議会を傍聴しましょう

### 第1回定例会の開催予定

- 2月22日(木) 本会議（提案説明）
- 23日(金) 本会議（総括質疑）
- 3月1日(木) 本会議（一般質問）
- 2日(金) 本会議（一般質問）
- 5日(月) 本会議（一般質問）
- 7日(水) 総務常任委員会
- 8日(木) 教育福祉常任委員会
- 8日(木) 市民経済常任委員会
- 12日(月) 建設水道常任委員会
- 12日(月) 総務常任委員会
- 12日(月) 教育福祉常任委員会
- 13日(火) 市民経済常任委員会
- 13日(火) 建設水道常任委員会
- 14日(水) 基地対策特別委員会
- 23日(金) 本会議（討論・採決）

議会の活動を知っていただくため、多くの皆様の傍聴をお願いします。

市役所七階の議場入口正面で受付をしています。（各委員会の傍聴は、六階の議会事務局へお申し出ください）

なお、市役所一階の市民サロンのモニターでもご覧いただけます。

どうぞお気軽にご利用ください。

・お問い合わせ 議会事務局 ☎ 252 - 8872（直通）

・市のホームページでも、市議会情報を提供しています。アドレス <http://www.city.zama.kanagawa.jp/>

## 陳情の結果

第四回定例会の各常任委員会で審議しました陳情は、次のとおり決まりました。

### ◎ 採 択

- 陳情第35号 障害者地域作業所活動の継続についての陳情
- 陳情第36号 座間市立公立保育園保育施設の充実を求める陳情

### ◎ 継続審査

- 陳情第32号 中国における法輪功学習者の臓器摘出の実態調査を求める陳情
- 陳情第37号 座間市立中学校の早期完全給食実施についての陳情
- 陳情第38号 座間市立中学校学校給食調査委員会設置についての陳情

## 本会議の概要

- ▽ 十二月一日、開会、会期決定、会議録署名議員指名、議案上程、委員会審査報告・質疑・討論・採決、議案上程・提案説明
  - ▽ 十二月四日、議案上程・総括質疑・委員会付託、陳情上程・委員会付託、報告上程・質疑
  - ▽ 十二月八日、十一日、一般質問
  - ▽ 十二月十二日、一般質問、議案上程・提案説明・質疑・委員会付託
  - ▽ 十二月二十二日、議案上程、委員会審査報告・質疑・討論・採決、継続審査案件上程、基地対策特別委員会中間報告・質疑、議案上程・提案説明・質疑・委員会付託省略・討論・採決、議員派遣について上程、追加議案上程（提案
- 説明・質疑・委員会付託・討論省略）・採決、閉会
- なお、総括質疑と討論は、次の議員が行いました。
- 討論（十二月一日）
- 菊川ユリ子（日本共産党）
  - 竹市信司（市民連合）安斉昭雄（明政会）牧嶋とよ子（無党派）曾根寿太郎（政和会）木村正博（公明党）
- 総括質疑（十二月四日）
- 沖永明久（市民連合）飛田昭（市政クラブ）鈴木健治（政和会）木村正博（公明党）柏木育子（日本共産党）
- 報告に対する質疑
- 竹市信司（市民連合）
- 討論（十二月二十二日）
- 牧嶋とよ子（無党派）沖本浩二（市政クラブ）竹市信司（市民連合）伊田雅彦（政和会）菊川ユリ子（日本共産党）

## 請願・陳情の提出について

請願・陳情はいつでも受け付けていますが、三月、六月、九月、十二月の年四回開催される定例会にて審議されます。

なお、定例会ごとの締め切り日については、議会事務局にお問い合わせください。

### 訂正とお詫び

前号の市議会だより（平成十八年十一月十五日・第百三十八号）の掲載内容に誤りがありましたので、ここに訂正するとともにお詫び申し上げます。

○ 第一面、中戸川助役の任期（誤）平成二十年九月まで ↓（正）平成二十二年九月まで

## 意見書

### 障害者自立支援法に関する意見書

本年四月の障害者自立支援法の施行後、障害福祉サービスの利用に当たっては、原則定率一割の負担が求められ、障害者に重い負担となっているため施設利用などのサービスの利用を抑制せざるを得ない実態も生まれている。

こうしたことから障害者にとって必要なサービスが的確に提供されるよう、利用者負担の軽減や事業運営の支援策を講じることが求められる。

よって本市議会は、国に対し、真に必要なサービスの安定的提供を確保し、「障害者が地域で暮らせる社会の実現」という障害者自立支援法の目的が達成されるよう次の事項について特段の措置を講じることが強く求められるものである。

一 障害福祉サービス等の利用負担について、施行後の利用者の家計への影響を速やかに把握し、必要なサービス利用を抑制することにならないよう検討するとともに、必要に応じて適切な制度見直しを図ること。

二 地域生活支援事業の適切な実施のため、障害者の低所得世帯に対して、市町村が負担せざるを得ない費用も含めた十分な財政措置を講じること。

三 サービスの支給量については市町村において個別に生活実態などを勘案して決定することから、市町村の超過負担を生じさせないよう国及び都道府県の負担は、市町村における支給決定内容を十分反映したものとすること。

四 障害福祉サービス事業者に対して、本年四月に導入された日払い方式は、施設運営に与える影響はきわめて大きく経営が難しくなる状況が生まれている。実態を踏まえた方式を検討するとともに、報酬単価の見直しの影響を把握したうえで適切な単価設定を行なうなど、必要な措置を講じること。